

広島県公安委員会告示第 63 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 9 月 24 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
4 S 05 85	告示の日 ( 令 和 6 年 9 月 24 日 ) から 3 年 間	回胴式遊 技機	S スターハナハナ MX-30	株式会社オニオン 代表取締役 山岡 尚行 ( 大阪府東大阪市長田中一 丁目 3 番 17 号 )	左同